

荒廃農地の再生等に活用可能な事業の問い合わせ先等

近畿農政局 荒廃農地発生防止・解消推進チーム事務局

農村振興部農村計画課 課長補佐(業務)、農地転用係長 (代表)075-451-9161(内線2416、2420)

※各事業の詳細等について知りたい場合は、各事業の担当部課等に、直接問い合わせることもできます。

| No. | 事業名等 | 主な事業内容等 | 担当部課等 | 内線 | PR版等の資料 |
|-----|----------------------------|--|----------------------|----------------------|---------|
| 1 | 多面的機能支払交付金 | 主な事業内容等については、別紙「荒廃農地の再生等に活用可能な事業(平成31年4月1日現在)」を参照願います。 | 農村振興部農地整備課多面的機能支払推進室 | 2566 2567 2569 | P1 |
| 2 | 中山間地域等直接支払交付金 | | 農村振興部農村計画課 | 2424 2440 | P2 |
| 3 | 水利施設等保全高度化事業 | | 農村振興部水利整備課 | 2541 2545 | P3 |
| 4 | 農山漁村地域整備交付金(水利施設等整備事業) | | 農村振興部地域整備課 | 2551 2555 | P4 |
| 5 | 国営緊急農地再編整備事業 | | 農村振興部農地整備課 | 2561 2564 | P5 |
| 6 | 農業競争力強化農地整備事業 | | 農村振興部農地整備課 | 2561 2562 | P6-8 |
| 7 | 農地中間管理機構関連農地整備事業 | | 農村振興部農地整備課 | 2561 2562 | P9 |
| 8 | 農山漁村地域整備交付金(農地整備事業) | | 農村振興部農地整備課 | 2561 2562 | P4 |
| 9 | 農地耕作条件改善事業 | | 農村振興部農地整備課 | 2561 2562 | P10-11 |
| 10 | 中山間地域所得向上支援事業(平成30年度補正) | | 【計画】 農村振興部農村計画課 | 2424 2440 | P12 |
| | | | 【事業】 農村振興部地域整備課 | 2551 2557 | |
| 11 | 農山漁村地域整備交付金(農村集落基盤再編・整備事業) | | 農村振興部地域整備課 | 2551 2555 | P4 |
| 12 | 農山漁村地域整備交付金(農山漁村活性化整備対策) | 農村振興部地域整備課 | 2551 2557 | P4 | |

荒廃農地の再生等に活用可能な事業（平成31年4月1日時点）

| 実施内容 | 事業名 (アグリビジネス・ アグリスタート・ アグリハブ) | 事業内容 | 荒廃農地再生に係る事業メニュー | | 事業要件(主要なもの) | | 事業実施主体 | | | | 補助率 | | 定率 |
|--|---|--|---|-----|--|------|--------|-----|--------------------|--------------------|--|-----------|----|
| | | | 受益面積 | 事業費 | 受益者数 | その他 | 都道府県 | 市町村 | 農地中間 管理機構 | 土地改良区 | その他 | 定額 | |
| 地域・農家の 共同活動で 荒廃農地の 再生を実施 | 多面的機能 支払交付金 | 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地産地消(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援 | 【広域活動組織】 事業計画の作成とする 区域が、昭和25年2月 1日時点の市区町村 区域程度、又は農業 計画の対象とする区域 内の農用地面積が、 20ヘクタール以上(北 海道にあっては3,000 ヘクタール以上) | - | 活動組織、広域活動組 織の設立 | - | - | - | - | - | 【農地維持支払】 田:3,000円/10a(2,300円/10a) 畑:2,000円/10a(1,000円/10a) 草地:250円/10a(130円/10a) 【資源向上支払】 田:2,400円/10a(1,920円/10a) 畑:1,440円/10a(480円/10a) 草地:240円/10a(120円/10a) 等 ※()は北海道の場合 | - | - |
| 中山間地域 等直接支払 交付金 | 中山間地域等 において、農 業生産条件の不利益を補正す ることにより、将来に向けて 農業生産活動を維持するた めの活動を支援 | 中山間地域等において、農業生産条件の不利益を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援 | - | - | ・中山間地域(特定農 産品、果樹、畜産、水 産、小笠原)等 ・農業協定、個別協定 を締結 | - | - | - | - | - | 田(急傾斜):21,000円/10a 畑(急傾斜):8,000円/10a 畑(急傾斜):11,500円/10a 畑(急傾斜):3,500円/10a 草地(急傾斜):10,500円/10a 草地(急傾斜):3,000円/10a 等 | - | - |
| 農業用水利 施設整備等 交付金 | 農業用水利施設 の整備や、水質 浄化対策に加え、地域化・ICT 利用やパイプライン化の効率 化等による水利用の効率 化、水管理の省力化に向け た整備等を行い、農業者 への負担軽減や収益向上 を図ることを支援 | 特別型・産地収益力向上型 ※農業用水利施設整備等(清収作物導入促進型)は農業用水利用排水施設整備事業、農道整備事業、区画整理事業のいずれか)と併せて一体的に実施する必要がある | 20ha以上 (中山間地域は10ha以上) 等 | - | - | 2者以上 | ○ | - | - | - | - | 1/2等 | |
| 農山漁村 地直接支払 交付金 (水利施設等 整備事業)★ | 農山漁村地 直接支払交付 金(水利施設等 整備事業)★ | 農山漁村地直接支払交付金(水利施設等整備事業)★ | 20ha以上 等 | - | - | 2者以上 | ○ | - | - | - | - | 1/2等 | |
| 国土基盤 整備事業 | 国土基盤整備 事業 | 国土基盤整備事業(農業用水利排水施設整備、ため池等整備、農用地の改良又は保全 等)と併せて一体的に実施する必要がある | 400ha以上 (基幹事業(区画整理) 200ha以上) | - | 耕作放棄地及び耕作放棄地のおそれがある農地が一定割合(10%)以上 | 2者以上 | - | - | - | - | - | 国 2/3等 | |
| 農地整備と併 せて荒廃農 地を再生 | 農地整備競争 力強化農地整 備事業 | 農地整備競争力強化農地整備事業(農地中間管理機構の活用等)と併せて一体的に実施する必要がある | 20ha以上 (中山間地域型、中山間傾斜農地型は10ha以上) | - | 担い手への農地利用集積の一定以上増加(耕作放棄地型を除く) | 2者以上 | ○ | - | △ (耕作放棄地活用推進事業) | △ (耕作放棄地活用推進事業) | - | 1/2等 | |
| 農地中間 管理機構 農地型整備 事業 | 農地中間管理 機構農地型整 備事業 | 農地中間管理機構農地型整備事業(農地中間管理機構の活用等)と併せて一体的に実施する必要がある | 10ha以上 (中山間地域は5ha以上) 等 | - | 事業施行地域内農地の中において農地中間管理機構を有すること ・一定規模連続担化していること | 2者以上 | ○ | - | - | - | - | 1/2等 | |

荒廃農地の再生等に活用可能な事業（平成31年4月1日時点）

| 実施内容 | 事業名 (アロケドとフアビシ) | 事業内容 | 事業要件(主ななもの) | | 受益面積 | 事業実施主体 | | | | 補助率 | |
|-----------------------------------|----------------------|--|---|-------------|--|--------|----------------|----------------|---|-----|------|
| | | | 事業費 | 受益者数 | | その他 | 都道府県 | 市町村 | 国土改良区 | その他 | 定額 |
| 農地確保と併せて荒廃農地の再生 | 農山漁村地域整備交付金(農地整備事業)★ | 初発的かつ安定的な農産物の生産確保を図るため、農地確保の重要性を認識し、必要が生じた農地及び管理環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施 | 経営体育成型、耕作放棄地型 実施要領別紙1-1別表1 区分2農業生産基盤整備型 (4)耕作放棄地解消・発生防止のための防除整備 区分4農業経営高度化支援事業 (5)耕作放棄地活用推進事業(耕作放棄地型に限る) ※農業生産基盤整備事業と併せて一体的に実施する必要がある | 2者以上 | 20ha以上 | ○ | △(耕作放棄地活用推進事業) | △(耕作放棄地活用推進事業) | 農業協同組合、農地所有者組合等(耕作放棄地活用推進事業) | - | 1/2等 |
| 農山漁村地域整備交付金(農地整備事業)★ | 農山漁村地域整備交付金(農地整備事業)★ | 農地中間管理事業の重点突破領域等において、農地中間管理機構と連携し、耕作放棄地等への農地確保の推進や農取作物への転換を図るため、農地所有者に必要な取組を一括支援 | 地域内農地無形型、高収作物転換型 実施要領別表 区分2定率助成 (8)営農環境整備支援 | 農業者 2者以上 | 200万円以上 | ○ | ○ | ○ | 農業協同組合その他の農業者等の組織する団体 農地所有者組合等 農業者団体 農協同組合等 | - | 1/2等 |
| 農山漁村地域整備交付金(農地整備事業)★ | 農山漁村地域整備交付金(農地整備事業)★ | 中山間地域において、収獲性の高い農産物の生産、販路確保に本格的に取り組む農業者等に、政策的な支援を総合的に実施 | 実施要領別表3の(2)基金整備 実施要領別表2別表1 区分2定率助成 (8)営農環境整備支援 | 農業者 2者以上 | 200万円以上 | ○ | ○ | ○ | 中山間地域等(6)法定地域(特定農山村、農山村、中山間地域、離島、半島、小笠原、沖縄、奄美、小笠原)特別豪雪対策+精計上の中山間地域、急傾斜地 中山間地域等特向上計画の策定が必須(計画主体:地公体、成果目標の設定が必要) | - | 55%等 |
| 荒廃農地の再生等に活用可能な事業(平成31年4月1日時点) | 農山漁村地域整備交付金(農地整備事業)★ | 農村集落及びその周辺地域において、農業農村の活性化を図ることを目的として、農業生産基盤と農村生活環境の整備に併せて、農地中間管理機構等を活用した農地確保の推進や農取作物への転換を図るため、農地所有者に必要な取組を一括支援 | 中山間地域総合整備型 農地環境整備型 一般型事業 実施要領別表2-1別表1 区分2定率助成 (1)農村集落整備型 (2)農地環境整備型 (3)農地環境整備型 (4)農地環境整備型 (5)農地環境整備型 (6)農地環境整備型 (7)農地環境整備型 (8)農地環境整備型 ※中山間地域総合整備型に併せて一体的に実施する必要がある | 2者以上 | 中山間地域総合整備型 果樹専業20ha以上 市町村営専業20ha以上 農地環境整備型 10ha以上等 | ○ | ○ | ○ | 中山間地域(通称:振興農山村)等 | - | 55%等 |
| 既存の畑作生産基盤を対外的に活用し、農地確保と併せて荒廃農地の再生 | 農山漁村地域整備交付金(農地整備事業)★ | 農山漁村地域整備交付金(農地整備事業)★ | 農山漁村地域整備交付金(農地整備事業)★ 実施要領別表3の「第1事業」 農地環境整備型 (18)基本条件整備型 ※基礎整備(農業用排水施設、区画整理等)と併せて一体的に実施する必要がある | 農業者 3名以上 | - | ○ | ○ | ○ | 地方公共団体等が出資する法人 農業協同組合 農業者組合 農業者協会の組織する団体 地域民生推進法人 地方公共団体の一部事務組合 | - | 1/2等 |

★ 沖間は沖節農公共同投資交付金

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<政策目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率を4割以上に向上 [平成32年度まで]
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合を5割以上に向上 [平成32年度まで]

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (46,801) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

| | 都府県 | | 北海道 | |
|----|-------------------|---------------------|-------------------|---------------------|
| | ①農地維持支払 (共同)※1 | ②資源向上支払 (長寿命化)※2 | ①農地維持支払 (共同)※1 | ②資源向上支払 (長寿命化)※2 |
| 田 | 3,000 | 4,400 | 2,300 | 1,920 |
| 畑 | 2,000 | 1,440 | 1,000 | 480 |
| 草地 | 250 | 240 | 130 | 120 |

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1：①、②の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,600) 百万円

- 都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



① 農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等



② 資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



実施主体：農業者等で構成される組織（①及び②は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

○ 小規模集落支援

既存活動組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う取組を支援

○ 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等

○ 農村協働力の深化に向けた活動への支援

上記の取組に加えて、構成員のうち非農業者等が占める割合が4割以上かつ実践活動に構成員の8割以上が毎年参加する場合

○ 広域化した活動組織への支援

(円/10a)

| | 小規模集落支援として農地維持支払に 加算する単価 | |
|----|-----------------------------|-----|
| | 都府県 | 北海道 |
| 田 | 1,000 | 700 |
| 畑 | 600 | 300 |
| 草地 | 80 | 40 |

(円/10a)

| | 多面的機能の更なる増進に 向けた活動への支援 | | 上記の取組に加えて、農村 協働力の深化に向けた活動 への支援 | |
|----|---------------------------|-----|--------------------------------------|-----|
| | 都府県 | 北海道 | 都府県 | 北海道 |
| 田 | 400 | 320 | 800 | 640 |
| 畑 | 240 | 80 | 480 | 160 |
| 草地 | 40 | 20 | 80 | 40 |

| | 都府県 | 北海道 | 交付額(定額) |
|----------------|----------------|-------------------|-----------|
| 3集落以上または50ha以上 | 3集落以上または50ha以上 | 3集落以上または1,500ha以上 | 4万円/年・組織 |
| 200ha以上 | 3,000ha以上 | | 8万円/年・組織 |
| 1,000ha以上 | 15,000ha以上 | | 16万円/年・組織 |

※ 下線部は拡充内容 [お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

中山間地域等直接支払交付金

【平成31年度予算概算決定額 26,344 (26,340) 百万円】

＜対策のポイント＞

高齢化や人口減少が著しい中山間地域等において、農業生産活動が継続的に進められるよう、集落の活動体制の維持・強化を推進しつつ、引き続き第4期対策（平成27～31年度）を実施します。

＜政策目標＞

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.0万haの減少を防止 [平成27年度～31年度まで]

＜事業の内容＞

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,890 (25,890) 百万円

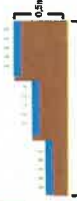
○ 中山間地域等の農業生産活動を継続できるよう、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に關する活動への支援を強化します。

○ 担い手を支える地域の体制を強化するため、モデル地区における試行的な加算措置及び個人受給額の上限緩和（250万円→500万円）を実施します。

【主な交付単価】

| 地目 | 区分 | 交付単価 (円/10a) |
|----|--------------|-----------------|
| 田 | 急傾斜 (1/20～) | 21,000 |
| | 緩傾斜 (1/100～) | 8,000 |
| 畑 | 急傾斜 (15度～) | 11,500 |
| | 緩傾斜 (8度～) | 3,500 |

田：急傾斜
(傾斜：1/20)



21,000円/10a

畑：急傾斜
(傾斜：15度)



11,500円/10a

＜事業イメージ＞

中山間地域等において、農業生産条件の不利益を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援

【対象地域】 中山間地域等（地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域）
【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）
- ② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）

【加算措置】

＜集落連携・機能維持加算、超急傾斜農地保全管理加算＞

| 項目 | 10a当たり単価 |
|--------------|----------------------|
| 集落連携・機能維持加算 | 地目にかかわらず 3,000円 |
| 超急傾斜農地保全管理加算 | 田：4,500円 畑：1,800円 |
| 超急傾斜農地 | 田・畑：6,000円 |

＜地域営農体制緊急支援試行加算＞

※試行加算はモデル地区において国費定額で実施

| 項目 | 10a当たり単価 |
|-----------|-----------------|
| 人材活用体制整備型 | 地目にかかわらず 3,000円 |
| 集落機能強化型 | 地目にかかわらず 3,000円 |
| スマート農業推進型 | 地目にかかわらず 6,000円 |

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 454 (450) 百万円

○ 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県及び市町村等の推進体制を強化します。

※ 下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞



農業競争力強化基盤整備事業のうち

水利施設等保全高度化事業<公共>

【平成31年度予算概算決定額 78,809 (66,731) 百万円の内数】
 【「臨時・特別の措置」を含む平成31年度概算決定額 86,304 百万円の内数】

<対策のポイント>

農業水利施設の整備や長寿命化対策に加え、畑地化・汎用化やパイプライン化・ICT化等による畑地・樹園地の高機能化や水利利用の効率化・水管理の省力化を図ることで、農業の高付加価値化や高収益作物の導入、担い手への農地集積・集約化等を推進します。

<政策目標>

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進[平成35年度まで]
- 基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合(約2割[平成27年度] → 約3割以上[平成32年度まで])

<事業の内容>

1. 一般型

基幹水利施設の整備や補修・補強等の長寿命化対策を支援します。

【実施要件】受益面積200ha以上、末端支配面積100ha以上等

2. 特別型

- ① 高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化、
- ② 農地集積・集約化に資するパイプライン化やICT化による水管理の省力化、
- ③ 畑地帯における総合的な整備、等を支援します。

【実施要件】受益面積20ha(中山間地域等10ha)以上、

樹園地については受益面積5ha以上(0.5ha以上の団地の場合)等

※主な附帯事業

- ・ 高収益作物の作付面積増加割合に応じて事業費の最大12.5%を交付(①の場合に限る)
- ・ 中心経営体への農地集積率、集約化率に応じて事業費の最大12.5%を交付(②、③の場合に限る)

3. 簡易整備型

水管理・維持管理の省力化を図る簡易な農業水利施設の新設等を支援します。

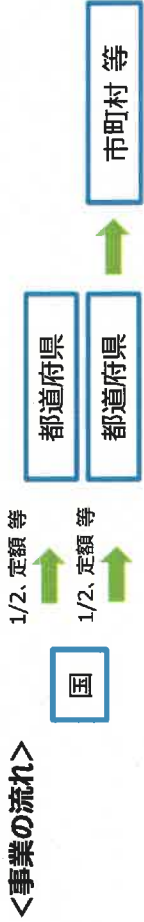
【実施要件】受益面積5ha以上、総事業費200万円以上等

4. 実施計画策定事業

施設を効率的に活用するための調査・計画策定等を支援します。

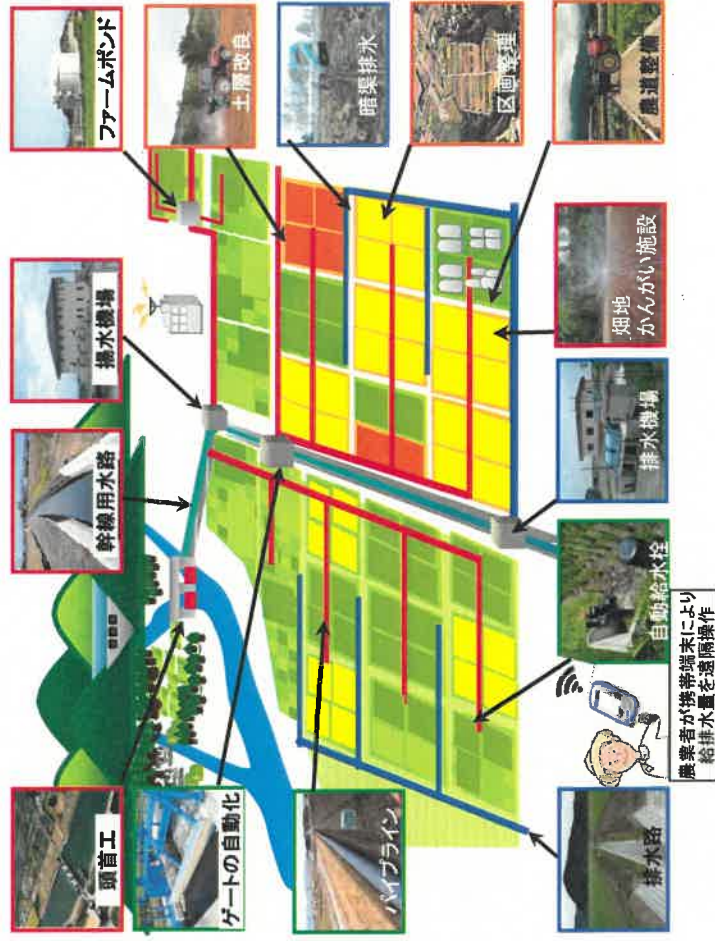
- ・ 水利用調整の支援(H33まで定率延長)
- ・ 機能保全計画の策定(H32まで定額延長)
- ・ 資産評価データ整備(採択期間H32まで)

※ 下線部は拡充内容



<事業イメージ>

<整備できる主な施設・内容>



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

農山漁村地域整備交付金＜公共＞

【平成31年度予算概算決定額 92,714 (91,650) 百万円】
 【「臨時・特別の措置」を含む平成31年度概算決定額 97,714百万円】（平成30年度第2次補正予算額 5,000百万円）

＜対策のポイント＞

地方の裁量によって実施する農林水産業の基礎整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

＜政策目標＞

- 担い手を利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]
- 木材供給が可能となる育成林の資源量が23.4億m³に増加するよう林道等の路網整備を推進 [平成37年度まで]
- 大規模地震が想定されている地域等において整備率が69%となるよう海岸堤防等の整備を推進 [平成32年度まで]

＜事業の内容＞

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。

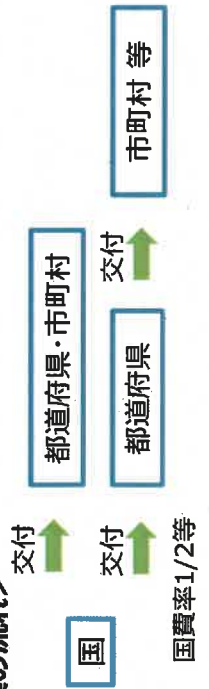
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。

- ① 農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
- ② 森林分野：予防治山、路網整備等
- ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

※ 平成30年度第2次補正予算及び平成31年度予算概算決定における臨時・特別の措置では、重要インフラの緊急点検の結果を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を行う事業を対象としています。

3. 農業集落排水事業において、農村地域の防災拠点におけるマンホールトイレシステムの整備を追加します。 ※ 下線部は、農村振興局関連の拡充内容

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基礎整備】



ほ場整備による農業生産性の向上、熟年ある土地利用の推進



老朽化したため池の全面改修により洪水被害を未然防止

【水産基礎整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）



漁村における漁港道路対策（遊歩地、遊歩道の整備）

【森林基礎整備】



林道等の整備により効率性の向上、材等の搬出を表現



治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進



津波、高潮対策としての水門整備

【お問い合わせ先】

- (農業農村分野に関すること) 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)
- (森林分野に関すること) 林野庁計画課 (03-3501-3842)
- (水産分野に関すること) 水産庁防災漁村課 (03-6744-2392)

国営農地再編整備事業 <公共>

【平成31年度予算概算決定額 28,857 (22,070) 百万円】

<対策のポイント>

広域的な農地の大区画化や排水改良を行い、担い手への農地集積を加速化するとともに、耕作放棄地の解消・未然防止を図りつつ、産地収益力等の向上のための生産コスト低減や高収益作物への転換等の地域の取組を促進します。

<政策目標>

担い手を利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]

<事業の内容>

1. 国営緊急農地再編整備事業

- ・施行申請期限：平成33年度末まで
- ・基幹事業：区画整理
- ・併せ行う事業：農業用排水施設整備、ため池等整備、農地保全整備、暗さよ排水、客土、農用地の改良又は保全

(採択要件)

・耕作放棄地及び耕作放棄のおそれがある農地が一定割合(10%)以上

・目標年度までに以下の①又は②の農地集積条件を満たすこと

- ① 農地集積率60%以上かつ集積増加率40%以上
- ② 農地集積率80%以上かつ集積対象となる経営体の規模が平均20ha以上

・受益面積が400ha以上(但し、基幹事業200ha以上)

・広域産地収益力向上基盤整備基本構想を策定すること等

2. 国営農地再編整備事業(中山間地域型)

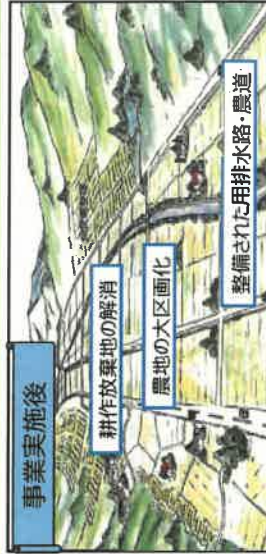
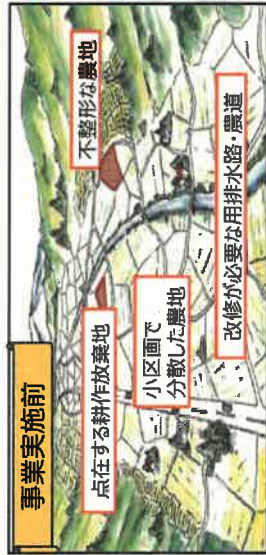
- ・基幹事業：区画整理、開畑(水田転換を含む)、ため池等整備、農地保全整備
 - ・併せ行う事業：農業用排水施設整備
- (採択要件)
- ・中山間地域等であること
 - ・基幹事業の受益面積が400ha以上(ただし、区画整理及び開畑で2/3以上)等

〔※自動走行農機等の先進的な省力化技術の導入促進を目的とした手引き等を作成するための技術的検討を別途実施する。〕

<事業の実施主体>

国(国費率：内地2/3、北海道75%)

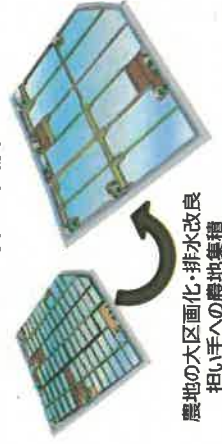
<事業イメージ>



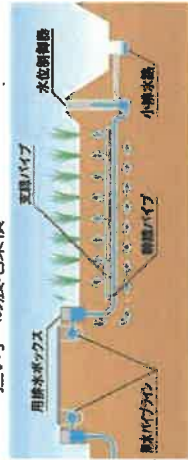
(事業実施による効果のイメージ)

農地の大区画化・排水改良等

○農地の大区画化や排水改良(地下かんがいシステムの導入等)を実施



農地の大区画化・排水改良
担い手への農地集積



地下かんがいシステムの導入※

※ほ場の排水整備である、暗渠排水と暗渠管を利用した地下からの給水(地下かんがい)を確立させたシステム

産地収益力の向上

○農地の大区画化等に合わせ、直播栽培やICT等の省力化技術の導入を促進し、米の生産コストを低減



米の直播栽培技術

○地下かんがいシステムの導入等により、高収益作物への転換を促進



【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課 (03-6744-2207)

農業競争力強化基盤整備事業<公共>

【平成31年度予算概算決定額 78,809 (66,731) 百万円】
【「臨時・特別の措置」を含む平成31年度概算決定額 86,304 百万円】

<対策のポイント>

農業競争力強化を図るため、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化・ICT化等の整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入、水利用の効率化・水管理の省力化等を推進します。

<政策目標>

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]
- 基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合(約2割 [平成27年度] → 約3割以上 [平成32年度])

<事業の全体像>

1. 農業競争力強化農地整備事業

- 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化に取り組む地区、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地の整備等を実施します。
 - ① 農地整備事業 : 生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に支援します。
 - ② 草地畜産基盤整備事業 : 草地の実情に応じたきめ細やかな基盤整備を支援します。
 - ③ 農業基盤整備促進事業 : 地域の実情に応じてきめ細やかな基盤整備を支援します。
 - ④ 低コスト農地整備推進実証事業 : 農地整備事業において、情報化施工の実証、普及方法の検討を支援します。

2. 農地中間管理機構関連農地整備事業

- 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が農地の大区画化等の基盤整備を実施します。

3. 水利施設等保全高度化事業

- 農業の高付加価値化や担い手への農地集積・集約化、水管理省力化の省力化に取り組む地区を対象として、農業水利施設の整備等を実施します。
 - ① 一般型 : 基幹水利施設の整備や補修・補強等の長寿命化対策を支援します。
 - ② 特別型 : ①高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化、②農地集積・集約化に資するパイプライン化やICT化による水管理の省力化、③畑地帯における総合的な整備、等を支援します。
 - ③ 簡易整備型 : 水管理・維持管理の省力化を図る簡易な農業水利施設の新設等を支援します。
 - ④ 実施計画策定事業 : 施設を効率的に活用するための調査・計画策定等を支援します。

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)
農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

農業競争力強化基盤整備事業のうち 農業競争力強化農地整備事業<公共>

【平成31年度予算概算決定額 78,809 (66,731) 百万円の内数】
【「臨時・特別の措置」を含む平成31年度概算決定額 86,304 百万円の内数】

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地の整備等を実施します。

<政策目標>

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]
- 基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合(約2割 [平成27年度] →約3割以上 [平成32年度])

<事業の内容>

1. 農地整備事業

農地の競争力強化に向けて効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に支援します。

2. 草地畜産基盤整備事業

飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営の実現を図るため、畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に必要な草地の基盤整備等を支援します。

3. 農業基盤整備促進事業

農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水等の地域の実情に応じたきめ細やかなほ場整備を支援します。

4. 低コスト農地整備推進実証事業

低コスト農地整備の実現に向けて、農地整備事業において情報化施工をモデル的に実施し、その効果を実証するとともに、普及・推進方法等の検討を支援します。

<事業の流れ>

1/2 等



※農地整備事業の場合

<事業イメージ>

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



(事業前) 小規模で不整形な農地



(事業後) 大区画化・整形した農地



水稲

暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。
(写真は収穫中のタマネギ)

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

農地整備事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

①農地整備

工 種： 区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設整備 等

附帯事業： 中心経営体農地集積促進事業等
【限度額：事業費の12.5%】

②実施計画策定等

工 種： 計画策定 等

【実施期間：2年以内】

補助率：1/2等

農地整備事業

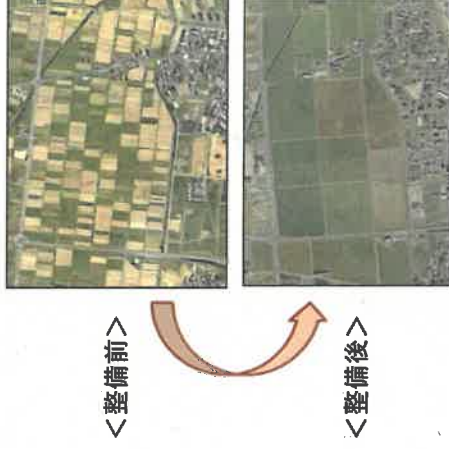
効率のかつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施

中心経営体農地集積促進事業（促進費）

- ・事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
- ・対象事業：都道府県営農地整備事業、国営農地再編整備事業
- ・助成割合

| 中心経営体集積率 | 都道府県営農地整備事業 | | 国営農地再編整備事業 | |
|----------|-------------|---------------|------------|--------------|
| | 助成割合 | 集約化加算* | 助成割合 | 集約化加算* |
| 85%以上 | 8.5% | +4.0%(計12.5%) | 2.2% | +1.0%(計3.2%) |
| 75~85% | 7.5% | +3.0%(計10.5%) | 1.9% | +0.8%(計2.7%) |
| 65~75% | 6.5% | +2.0%(計8.5%) | 1.7% | +0.5%(計2.2%) |
| 55~65% | 5.5% | +1.0%(計6.5%) | 1.4% | +0.3%(計1.7%) |

*中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合



<整備前>

<整備後>

大区画化により農作業効率が向上



暗渠排水整備により水田の汎用性が向上

2. 実施主体

都道府県 等

3. 実施要件

- ・受益面積20ha以上（中山間地域等においては10ha以上）
- ・担い手への農地集積率50%以上 等

<対策のポイント>

農地中間管理機構への貸出しが増加する中で、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあり、このため、機構が借り入れしている農地で、**農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。**

<政策目標>

担い手を利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]

<事業の内容>

1. 農地整備事業

- 対象工種：区画整理、農用地造成
- 附帯事業：機構集積推進事業 等
 (推進費として事業費の12.5%等を全額国費で交付)
- ※ 転用防止措置：所有者が農地中間管理権を解除した場合等には特別徴収金を徴収 等
- ※ 機構は、農地中間管理権の取得等の際に、本事業が行われ得る旨を所有者等に説明

2. 実施計画等策定事業

- 農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査・調整等を支援します。

<実施要件>

- 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定
- 事業対象農地面積：10ha以上（中山間地域は5ha以上）
 （事業対象農地を構成する各団地：1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）のまとまりのある農地）
- 農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年以上
- 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化
- 事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に20%以上向上 等

<事業の流れ>

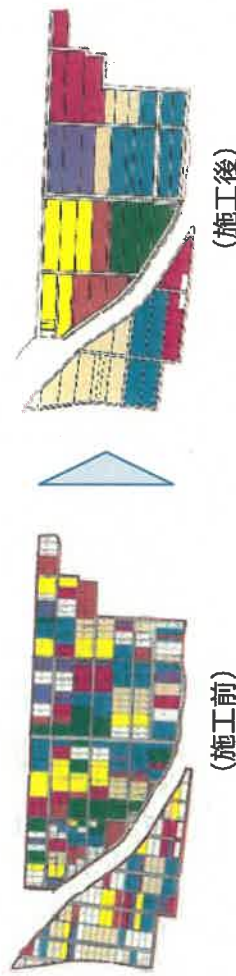
1/2 等



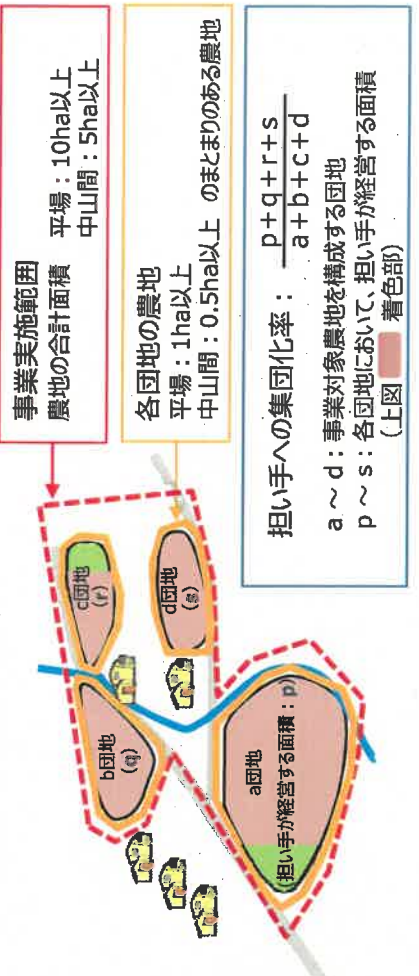
※農地整備事業の場合

<事業イメージ>

機構が借り受けている、まとまりのある農地を対象に区画整理等を実施。
 (機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能。)



<農地面積・集団化の考え方>



農地耕作条件改善事業

【平成31年度予算概算決定額 29,950 (29,832) 百万円】

<対策のポイント>

農地中間管理事業の重点実施区域等において、地域の多様なニーズに応じた、きめ細やかな耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を図るため、計画策定から営農定着に必要な取組を一括支援します。

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]

<事業の内容>

1. 地域内農地集積型

- 畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細やかな耕作条件の改善を機動的に支援します。

2. 高収益作物転換型

- 基盤整備を機動的に進めるとともに、輪作体系の検討や導入1年目の種子・肥料への支援など、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせさせて支援します。

3. 農地集積推進型

- 担い手への農地集積を一層推進するため、推進費（整備費の最大5.0%）の交付により農業者の費用負担の軽減を図りつつ、基盤整備を機動的に支援します。

<機集積協力金における農地整備・集約協力の活用>

- リタイア農家が所有する農地等を機構を介して担い手に円滑に集約できるよう、機構集積協力金交付事業に創設された農地整備・集約協力金（整備費の最大12.5%）を活用することによって、農業者の費用負担の軽減を図ることが可能です。 ※ 下線部は拡充内容

<実施要件>

- ① 事業対象地域が農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等、
- ② 総事業費200万円以上、③ 受益者数2名以上、④ 機構との連携概要の策定

※ 2及び3の型については、上記要件に加えて、高収益作物への転換や担い手への農地集積等の要件あり。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

○ きめ細やかな耕作条件の改善



暗渠排水



自動給水栓

○ 高収益作物への転換に向けた取組



検討会



技術研修会

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

農地耕作条件改善事業

○ 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要。

○ このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせて一括支援。

1. 事業内容

《地域内農地集積型》最大5年（ハードは最大3年）

- **定額助成**
 - ・ 区画拡大、暗渠排水、用水路の更新整備 等（※1）
 - ・ 1地区あたり上限300万円（年基準額）の条件改善促進支援 等

（※1）定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

- **定率助成**
 - ・ 農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、農作業道、農地造成 等
 - ・ ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援 等

《農地集積推進型》最大5年（ハードは最大3年）

事業規模、農地集積・集団化等を実施要件として、**農業者の費用負担の軽減**を図りつつ、機動的な基盤整備を支援。

- ① **機動的な基盤整備**：《地域内農地集積型》の定率助成と同様（但し、単独実施は、面的整備（区画整理、農地造成、暗渠排水）のみ可能）
- ② **集積推進費**：ハード整備の事業費を対象に推進費を交付（最大5.0%等、国の補助率は1/2、補助残は地方公共団体の負担）

【農地集積推進型の実施要件】

- 面的整備の場合、事業対象農地は、1ha（中山間等は0.5ha）以上の連坦化した農地であること
- 総事業費が1,000万円以上の都道府県営事業であること
- 目標年度（事業完了後3年）までに、①担い手への農地集積率が概ね50%以上向上し、事業対象農地の全てが集積され、また、②担い手への農地集団化率が向上し、概ね8割以上となること

2. 実施要件（共通）

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されること（これを受益とする施設も対象）
- 総事業費200万円以上 ○ 受益者数2者以上 ○ 農地中間管理機構との連携概要の策定

《高収益作物転換型》①②③で最大5年（ハードは最大3年）

① 高収益作物転換プラン作成支援（最大2年）

- **定額助成**（※2）
 - ・ プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、効果的な輸作体系の検討、販売先に係る調査 等



現場での講習・研修会

② 農地耕作条件改善（最大5年（ハードは最大3年））

《地域内農地集積型》と同様



高収益作物の導入（タマネギの収穫）

③ 高収益作物導入支援（最大5年）

- **定額助成**（※2）
 - ・ 技術習得方法の検討と実践、技術者の育成、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等
- **定率助成**
 - ・ 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース 等



検討会の様子

（※2）プランの作成や技術習得等に必要経費を「高収益作物転換推進費」とし、1地区あたり上限300万円～500万円（年基準額）を支援

【高収益作物転換型の実施要件】

- 農業者2者以上（土地所有者含む）が取り組むこと
- ハード整備と併せ行うこと
- 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること

3. 実施主体

- ・ 農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等
- ・ 《農地集積推進型》は、都道府県のみ



これなら思い通りの農業ができるわ！

【平成30年度2次補正予算額 28,000百万円】
 (優先枠を設けて実施)

中山間地域所得向上支援対策<一部公共>

<対策のポイント>

中山間地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等に本格的に取り組む場合に、所得向上に向けた実践的な計画策定、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援します。

<政策目標>

中山間地域所得向上支援対策の実施地域において、次のいずれかの目標を設定。
 ○販売額の10%以上の増加 ○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減

<事業の内容>

中山間地農業ルネサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、市町村等が策定した所得向上計画に基づき、支援事業の実施及び関連事業の優先採択を行います。なお、計画策定に際しては、マーケティングの専門家など、第三者の参画を得て所得向上の確実性を高めるものとします。

中山間地域所得向上支援事業

- 生産～加工～流通～販売の各行程において、地域自らが選択し実施する、**基盤整備や施設整備等の各種事業をワンストップで総合的に支援**します。
- ① 所得向上推進事業
農産物の販売戦略の策定など販路拡大の取組等を支援します。
- ② 基盤整備
中山間地域の実情に応じた、農地整備、水利施設の整備等を支援します。
- ③ 施設整備等
集出荷・加工施設の整備等を通じた収益性の高い農産物の生産拡大、鳥獣被害防止施設の整備による農作物被害の防止等を支援します。

※このほか、関連事業による優先枠を設定

<事業の流れ>

(※事業メニューにより異なる)



<事業イメージ>

中山間地域所得向上支援事業 [80億円]

中山間地域の所得向上に向け、必要な取組①～③を選択して実施

【対象地域】特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、半島振興地域、離島振興地域、豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域 等

① 所得向上推進事業

計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、マーケティング調査など販路拡大の取組等
 【実施主体】地方公共団体 【補助率】定額(最大500万円/地区)

② 基盤整備

・水田の畑地化
・農業用排水施設整備等



【実施主体】地方公共団体、農業者団体等
 【補助率】55% 等

施設整備

・集出荷・加工施設の整備
・鳥獣侵入防止柵整備等



【実施主体】地方公共団体、農業者団体、鳥獣被害対策協議会等
 【補助率】50%以内 等

③ 施設整備等

【高収益農産物の生産】
・導入1年目の種子・肥料等資材購入等



【高付加価値化・販売力強化】
・加工品等商品開発等



関連事業による優先枠の設定 [200億円]

中山間地域所得向上計画を策定した地域は、以下の関連事業において優先的に採択・配分

- 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
- 産地パワーアップ事業
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (畜産クラスター事業)

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3502-6286)